

平成30年

松 前 町 議 会

第 2 回 臨 時 会 会 議 録

平成30年 5月16日 開会

平成30年 5月16日 閉会

松 前 町 議 会

各 位

会議録の作成にあたっては、誤りのないよう留意しておりますが、時間の関係上原稿校正は初校しかできなく、誤字、脱字等がありますことを深くお詫び申し上げます。

まことに恐れ入りますが、御了承のうえ御判読いただきたくお願い致します。

松前町議会議長 伊 藤 幸 司

目 次

○提出案件及び議決結果一覧表	1 頁
----------------------	-----

平成30年 5月16日(水曜日) 第1号

○議事日程	2 頁
○会議に付した事件	2 頁
○出席議員	2 頁
○欠席議員	2 頁
○出席説明員	2 頁
○職務のため議場に出席した事務局職員	2 頁
○議長あいさつ	3 頁
○開会宣告・開議宣告	3 頁
○諸般の報告・議事日程	3 頁
○日程第1 会議録署名議員の指名	3 頁
○日程第2 議会運営委員会報告	3 頁
○日程第3 会期の決定	3 頁
○日程第4 行政報告	4 頁
○日程第5 議案第27号 町税条例等の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	4 頁
○日程第6 議案第28号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について（提案説明・質疑・討論・採決）	9 頁
○閉会宣告	10 頁

提出案件及び議決結果一覧表

1. 町長提出案件

議案番号	件名	議決月日	議決結果
27	町税条例等の一部を改正する条例制定について	30. 5. 16	原案可決
28	松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	同上	同上

平成30年 5月16日（水曜日）第1号

平成30年
松前町議会第2回臨時会
平成30年 5月16日(水曜日) 第1号

◎議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 行政報告
日程第5 議案第27号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第28号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

◎会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議会運営委員会報告
日程第3 会期の決定
日程第4 行政報告
日程第5 議案第27号 町税条例等の一部を改正する条例制定について
日程第6 議案第28号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
-

◎出席議員(10名)

議長	12番	伊藤幸司君	11番	西村健一君
	1番	飯田幸仁君	2番	沼山雄平君
	3番	福原英夫君	5番	工藤松子君
	6番	堺繁光君	7番	油野篤君
	8番	西川敏郎君	9番	梶谷康介君

◎欠席議員(2名)

4番	近江武君	10番	斉藤勝君
----	------	-----	------

◎出席説明員

町長	石山英雄君	副町長	若佐智弘君
総務課長	尾坂一範君	政策財政課長	佐藤久君
税務課長	三浦忠男君	福祉課長	岩城広紀君
町民生活課長	川合秀樹君	教育長	宮島武司君
監査委員	藤崎秀人君	監査室長	平田昭浩君

◎職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長	鍋島孝明君	議会事務局次長	佐藤巧君
議会事務局書記	三上大輔君		

◎議長あいさつ

○議長(伊藤幸司君) おはようございます。

一言、ご挨拶申し上げます。

本日、平成30年松前町議会第2回臨時会が招集されましたところ、皆様には何かとご多忙のところご出席下さいまして、会議の運びに至りました事を厚く御礼申し上げます。

◎開会宣告・開議宣告

○議長(伊藤幸司君) ただ今から平成30年松前町議会第2回臨時会を開会致します。直ちに会議を開きます。

◎諸般の報告・議事日程

○議長(伊藤幸司君) 議会に関する諸報告並びに本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長(伊藤幸司君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番堺繁光君、7番油野篤君、以上2名を指名致します。

◎議会運営委員会報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第2、議会運営委員会の報告を求めます。

議会運営委員会委員長、堺繁光君。

○議会運営委員会委員長(堺繁光君) おはようございます。

先程開催されました議会運営委員会において、本臨時会の会期は本日1日限りと致しました。議事日程につきましては、お手元に配布のとおり進めることに決定致しました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済みと致します。

◎会期の決定

○議長(伊藤幸司君) 日程第3、会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

ただ今の議会運営委員会報告のとおり、今期臨時会の会期は本日1日限りと致したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定致しました。

◎行政報告

○議長(伊藤幸司君) 日程第4、町長の行政報告を議題と致します。

町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。町長。

○町長(石山英雄君) おはようございます。

平成30年松前町議会第2回臨時会の開会にあたりまして、行政報告を申し上げます。

「クリーンおしま基幹的設備改修工事」工事請負契約の締結について。

平成30年松前町議会第1回定例会において行政報告をしました「廃棄物処理施設基幹的設備改良工事」につきましては、平成30年4月5日に北海道から平成30年度循環型社会形成推進交付金の内示通知があり、これを受け、4月26日に「クリーンおしま基幹的設備改良工事」を工事名とし、株式会社タクマ北海道支店を指名業者として、見積合わせを実施した結果、予定価格53億280万円(消費税込み)に対し、50億3千280万円(消費税込み)で落札となりました。

翌日の4月27日に仮契約を締結し、5月14日に開催されました平成30年渡島廃棄物処理広域連合議会第1回臨時会に工事請負契約の議案を提出し、同日付けで可決され、翌日の5月15日の本契約を締結しております。

なお、工期は、平成33年3月10日までとしております。

今後とも、安定かつ効率的なごみ処理の運営に努めてまいります。以上でございます。

○議長(伊藤幸司君) 以上で報告済と致します。

暫時休憩。

(休憩 午前10時03分)

(再開 午前10時04分)

○議長(伊藤幸司君) 再開致します。

◎議案第27号 町税条例等の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第5、議案第27号、町税条例等の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) おはようございます。

ただ今議題となりました議案第27号、町税条例等の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。議案の14枚目でございます。説明資料として添付しております町税条例等の一部を改正する条例の概要1ページでございます。

まず、1の改正の趣旨でございます。地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)、地方税法等の一部を改正する法律の一部施行に伴う関係政令の整備等に関する政令(平成30年政令第126号)他、政令等が平成30年3月31日にそれぞれ公布されたことに伴い、関連する町税条例等の規定の整備をしようとするものでございます。

2の主な改正の内容でございます。始めに、個人町民税に係る改正であります。町民税における基礎控除につきましては、より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、個人町民税における基礎控除の上限額を次のとおり、設定するものであります。

現行、基礎控除の上限が適用される合計所得金額は、設定されておりませんが、平成33年度以後、「平成33年」という表現でこれから説明させていただきます。以後は、基礎控除の上限が適用される合計所得金額を2千500万円とするものでございます。平成33年度分からの適用でございます。

次に、町たばこ税の改正であります。①として、たばこ税率の引き上げでございます。現行1千本あたり5千262円の税率であるものを、平成30年10月1日で5千692円、平成32年10月1日で6千122円、平成33年10月1日で6千552円と、税率を平成30年10月1日から平成33年10月1日までの間に3段階で引き上げるものでございます。平成30年10月1日からの適用でございます。

次に、2ページをお開き願います。②として、旧三級品の製造たばこに係る特例税率実施時期の変更でございます。現行では、平成30年4月1日から1千本あたり4千円の税率であります。この実施期間、平成31年3月31日までを平成31年9月30日まで延長するものでございます。平成30年10月1日からの適用であります。③として、加熱式たばこの課税方法の見直しでございます。喫煙用の製造たばこの区分として、加熱式たばこの区分を新設し、課税標準を平成30年10月1日から平成34年10月1日までの間に5段階で次のとおり定めるものでございます。現行の加熱式たばこの課税標準の換算方法は、重量に基づく換算方法で、1グラムをもって紙巻きたばこ1本の換算してございます。平成30年10月1日以降につきましては、現行の換算方法と改正後の換算方法を加算したのもをもって課税標準とし、平成34年10月1日の段階で新換算本数により算出された本数が課税標準となるよう、段階的に見直しされるところでございます。

なお、改正後の新換算本数は、加熱式たばこの重量に基づく換算方法と、加熱式たばこの小売定価に基づく換算方法の合計となっております。平成30年10月1日からの適用でございます。これは、加熱式たばこと一般的な紙たばこの間において、また加熱式たばこ間において大きな税額格差があることから、このたび課税方法を見直しするものでございます。

ちなみに、国、地方を合わせたたばこ税でありますけども、一般的な一箱20本入りのたばこは、今後4年間で段階的に1箱60円の増税の予定でございます。また、加熱式たばこにつきましては、その種類などによって大きく税率は異なりますが、今後5年間で約77円から約175円の増税となる見込みでございます。

松前町への影響でございますが、平成30年度予算ベースで町たばこ税は、約220万円程度増収見込みであると推定してございます。

3ページでございます。固定資産税に係る課税標準の特例措置等の関係についてでございます。我が町特例の関係でございます。大きくは5点の改正であります。①公共の危害防止のために設置された施設、または設備に課する課税標準の特例割合の見直し及び対象資産の取得期限を2年間延長しようとするもの。②特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により、平成30年4月1日から平成33年3月31日までに設置された雨水貯留浸透施設に課する課税標準の特例を定めるもの。③津波防災地域づくりに関する法律に規定する津波災害経済区域において、指定対象期間に指定された施設及び管理協定が締結された津波避難施設、または設備に課せる課税標準の特例割合の見直し及び対象資産の取得期限を3年間延長しようとするもの。④電気事業者による再生可能エネルギー電気の

調達に関する特別措置法に規定する認定発電設備等に課する課税標準の特例割合の見直し及び対象資産の取得期限を2年間延長しようとするもの。⑤中小企業者等が生産性向上特別措置法の施行日から平成33年3月31日までの期間内に認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備等に課する課税標準の特例を定めるものでございます。①から④までは平成30年4月1日から適用するものでございます。⑤につきましては、生産性向上特別措置法の施行の日から適用するものでございます。

現在、当町に関係のあるものは、④の電気事業者による再生可能エネルギー発電設備の関係で、風力と太陽光の関係でございます。風力発電につきましては、課税標準額が特例的に3分の2となっておりますが、平成32年3月31日まで2年間延長され、20キロワット未満の小型風力発電につきましては、課税標準額が4分の3に見直しされるものでございます。また、1千キロワット以上の太陽光発電につきましても同様に見直しされるところでございます。

4ページをお開き願います。次に、町税条例の改正は要しないが、町税に関連のある地方税法の改正でございます。まず、個人町民税の関係で、①給与所得控除、公的年金等控除から基礎控除への振り替えでございます。これは、特定の収入のみに適用される給与所得控除や公的年金等控除から、どのような所得にでも適用される基礎控除に負担調整の比重を移し、働き方改革を後押しする観点から給与所得控除、公的年金等控除を10万円引き下げ、基礎控除を同額の10万円引き上げるものでございます。②給与所得控除の見直しであります。現行給与所得控除の上限額が適用される給与収入額は1千万円を超過したものであり、給与所得控除も上限額は220万円であります。平成33年度以後は、給与所得控除の上限額が適用される給与収入額が850万円に、850万円を超過したものとなり、給与所得控除の上限額も195万円に引き下げられるものでございます。③公的年金等控除の見直しであります。現行は、収入額の上限、控除額の上限は設定されておりませんが、世代内、世代間の公平性を確保する観点から、平成33年度以後はそれぞれの上限額を表のとおり設定しようとするものでございます。

5ページでございます。④基礎控除の見直しであります。より広い所得階層に適用されるべきものであることを踏まえ、現行、基礎控除は所得額の上限額はなく、一律33万円の控除であるものを、平成33年度以後は表のとおり合計所得額が2千400万円以下は基礎控除額43万円、2千450万円以下は29万円、2千500万円以下は15万円、2千500万円を超過するものは、基礎控除額なしと設定するものでございます。いずれも平成33年度分からの適用であります。

次に、固定資産税の関係でございます。新築住宅に係る固定資産税の減額措置の延長でございます。現在一般住宅につきましては、税額の2分の1を3年間、3階以上の中高層耐火住宅につきましては、税額の2分の1を5年間減額する措置がとられております。これを2年間延長し、平成32年3月31日までとするものであります。平成30年度分からの適用であります。

以上が、主な改正内容でございます。その他の改正につきましては、各法律等の改正に伴う文言の整理、条項のずれなどへの対応による規定の整備でございます。また、新旧対照表につきましては、説明資料6ページから47ページにわたりまして、別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が議案第27号、町税条例等の一部を改正する条例の内容であります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

3番。

○3番(福原英夫君) ちょっと教えてください。わかるようなんだけど、ちょっとわからなくて。わからないと過ごしてしまうよりはした方がいいかなと思って。

この資料の特にずっとこの間からやってた自然エネルギーの関係、課税の減額を2年間延長するという。固定資産税と売電金に対する課税でないかなと思うんですけども、先日町内を走り回ってたら、ジョギングしてたら、業者が土地購入で戸別に歩いてたもんですからね。この間の国土省ですか、経産省でしょうか、自然エネルギーの普及40%までと。結構そういう国の政策としてあるもんですから、結構大きい税収入が望めるかなあと思ってたんですけども、どういうふうはこの税収をおさえたらいいいのかなと。税収の予定をつかんでれば、概略で教えてもらいたい。

次に、この4ページの給与所得控除、現行が1千万円で、僕は全く対象外ですけども、今度上限を850万円にするということは、課税される人が高くなるのかなあと思ったりして。単純にここの部分はどういうふうに捉えたらいいのかなあと思ってました。

それと、公的年金の控除、今までなかったと。今まで確定申告のときに事前に資料がきて、課税の標準額、控除額、年金であれば、所得であればと書いてくるんですけども、今度はそれにプラスアルファで現在の控除よりも、公的年金等の控除は厳しくなる、ダウンするっていうふうにおさえていいんでしょうか。そこの違いをちょっと教えてください。

それと、その程度で、まず。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) 3点ほど質問をいただきました。まず、第1点目の風力の税収の関係かと思われま。我々現在、4月末現在で小型風力発電、町内に30基というふうを確認してございます。この風力に関わる税収の関係でございますけども、固定資産税の償却資産ということで、あくまでも事業者からの申告をもって課税するという形となつてございます。既に、昔からと言いますか、29年度の段階で課税されている小型風力発電6基ございます。これから、新たに今建ってきているものが申告されて、それに適宜町として課税していくという流れになってございますので、まだその施設がいくらの施設なのか、金額がわかりませんので、税収がいくらになるというのは、今容易に述べられないところでありまして、おおよそ事業費の8.5%程度を17年で町に課税されて、納めていただくというふうを考えていただければよろしいのかというふうに考えてございます。

次に、2点目、4ページの給与所得控除の見直しの関係かなというふうに思います。33年度以降、上限額が適用される給与収入が850万を超えるものによって変わることによってございまして、これは、現行は1千万円を超えて220万の控除がされるものを850万で195万円の上限額になるということで、この控除、厳しくなるというふうにおさえていただければいいのかというふうに思います。

同様に、公的年金等の控除の関係も今まではいくらか、収入であってもいくらかでもそのものによっては控除ができるというものがございました。それをある程度の収入に応じて控除できる上限額も定めるということで、これも同様に厳しくなつてきているというふうにご捉えていただければというふうに思っております。

○議長(伊藤幸司君) 3番。

○3番(福原英夫君) 1点目について、前税務課長の松谷課長にも聞いて、大分設備の設置も進んできましたんでね、小型、それとパネルの、太陽光パネルももう稼働しだすかなあと思ってたもんですから。それと、今年度大型の3千キロ以上が稼働しだしますんでね、

今年中に。そんな意味からして、大体数字的なおさえ方の方向性は出てるかなあというふうなことで確認の意味で。それと、今の現状のままより風力発電であり、太陽光が多くなるというふうに自分は見てるものですからね、そのことの税収ってというのは、松前町としては何パーセントか、何十パーセントかなるかなあっていう期待があるものですからね。そんな意味での期待感から町民に、今こういうふうなことでという、問われたときに説明できるかなあというふうな資料としてお聞きしたわけです。答弁はいりません。

次に、2点目、3点目については、やはり随分しぼりが厳しくなって増税だなあっていうことは感じました。やはり、どっかでゆるめてどっかで厳しくしないとならないけれども、対象者は限られているかなあと思うんですけれどもね、厳しい時代に入ってきたなあというふうに思っていました。そのような捉え方でこの2点目、3点目はおさえてていいでしょうか。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) 2点目、3点目の個人住民税に係る現状でございます。議員言われるとおりに、厳しいものはより一層厳しく、住民間の公平性を保つという観点からも所得の高い人、低い人、それぞれ様々な規制って言いますか、厳しさが出てきているのが現状でございます。これからどのような税制になるかわからないところもありますけども、このような改正に向けて、今回のような改正をしながら、町民にわかりやすく示していきたいと、このように考えてございます。

○議長(伊藤幸司君) 質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

6番。

○6番(堺繁光君) 福原議員の質問に似通った問題なんですけど、5ページの基礎控除の見直しってことでありますけど、2千400万円以下が43万円になりますよ。今までは何もなしで33万円でしたので、逆にこの43万円ってのは基礎控除が、町民に対しては有効になるのかなあという感じでしたんで、その辺のところ。

○議長(伊藤幸司君) 税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) 議員おっしゃられるとおりに、今まで現行33万円の基礎控除であったのがですね、合計所得金額が2千400万円以下の人に限っては43万円という形で、10万円基礎控除が増えるということで、これは喜ばしいことかなあというふうに思っておりますけども、片や給与控除の方で10万円今度下がるということでございまして、どこで控除を見るかという考え方でございますので、基礎控除は増えておりますけども、一方で減っている部分もあるということでご理解いただきたいと思っております。

○議長(伊藤幸司君) 6番。

○6番(堺繁光君) 今の話だと、お互いに上がったりと下がったりで、プールになるという話なんですけども、町民の皆さんが興味あるのは、おそらく43万円の方が多いかなあと思うんですよ。該当する人が少ない、少ないんですよ、町民の人としては。そんだけ所得大きい人がいないものですから。だから、私達が例えば聞かれた場合には、控除43万円になりますよっていうことで言っておくと、町民も少しかは気持ちの方で楽に何のかなあというふうに思います。説明はいいです。

○議長(伊藤幸司君) まだ質疑ありますか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第27号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎議案第28号 松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長(伊藤幸司君) 日程第6、議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題と致します。

提出者の説明を求めます。税務課長。

○税務課長(三浦忠男君) ただ今議題となりました議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定につきまして、その内容を資料に基づきご説明申し上げます。議案の3枚目、説明資料として添付しております松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要をお開き願います。

1 ページでございます。まず、改正の主旨でございます。新たな国民健康保険制度(都道府県化)に対応するため及び地方税法施行令等の一部を改正する政令(平成30年政令第125号)が、平成30年3月31日に公布され、平成30年4月1日から施行されたことに伴い、関連致します規定の整備をしようとするものでございます。

次に、改正の内容であります。第1点目として、新たな国民健康保険制度(都道府県化)に対応するため、基礎課税額、後期高齢者等支援金等課税額、介護納付金課税額の用途を明確にする規定の整備であります。更に文言の整備でございます。

2点目として、減額の対象となる所得の基準について、国民健康保険税の応益分(均等割・平等割)の軽減判定基準額の算出方法が改正され、低所得者に係る保険税軽減措置が拡充されたことに伴う規定の整備でございます。中段の図をご覧くださいと思います。給与収入の方で3人世帯の場合の例を示してございます。左が現行、右が改正後となっております。現行では、7割軽減は給与収入98万円以下、5割軽減は約188万円以下、2割軽減は約283万円以下が対象となっておりますが、改正後は7割軽減は変わらず98万円以下ですが、5割軽減が約190万円以下、2割軽減が約287万円以下に引き上げられております。具体的な内容でございますが、5割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として27万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は加算額が27万円から27万5千円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額を持って判定致しますが、給与収入に換算致しますと、図のとおり約188万円が約190万円以下となるところでございます。また、2割軽減の拡大では、現行の基準額は33万円に加算額として49万円に被保険者数を掛けた額を加えた額となっておりますが、改正後は、加算額が49万円から50万円に引き上げられました。その結果、軽減の判定は所得額をもって判定致しますが、給与収入に換算致しますと、図のとおり約283万円が約287円以下となるところでございます。

今回の改正による影響額でございますが、平成29年度課税ベースでの試算では、5割軽減の拡大による、2割軽減から5割軽減に移行となる世帯はありませんでした。また、

2割軽減の拡大では、軽減の対象でなかった世帯から2割軽減の対象となる世帯が4世帯で、軽減額が6万2千円となっているところでございます。

なお、今回の改正条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用しようとするものであり、平成30年度以後の国民健康保険税について適用されるため、6月中旬に発付致します平成30年度集合主税から反映されることとなります。新旧対照表につきましては、3枚目裏面から別紙のとおり掲載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上が、議案第28号、松前町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の内容でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長(伊藤幸司君) 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより討論を行います。

(「なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) 討論なしと認め、討論を終わります。

お諮り致します。

議案第28号を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(伊藤幸司君) ご異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長(伊藤幸司君) 以上をもちまして、今期臨時会に付議されました案件は全て議了致しました。これをもって平成30年松前町議会第2回臨時会を閉会致します。

どうもご苦労様でした。

(閉会 午前10時38分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 伊 藤 幸 司

署名議員 堺 繁 光

署名議員 油 野 篤